

議案第80号
大津市附属機関設置条例の一部を改正する
条例の制定について
(大津市乳がん検診協議会の廃止)

健康保険部保健所健康推進課
令和6年6月24日

1 趣旨

大津市附属機関設置条例第 1 条の規定により設置している大津市乳がん検診協議会を廃止することに伴い、同条例の一部を改正する。

2 改正内容

大津市附属機関設置条例別表中「市長の大津市乳がん検診協議会」の項を削除

3 施行日

公布日から施行する。

4 改正の理由

- 大津市の乳がん検診事業は、令和5年度まで医療機関（10か所）と市の個別契約により実施していたが、市民の利便性を向上させ検診受診率の向上につなげることを目的とし、令和6年度から県内市町と医療機関（28か所）を代表した滋賀県病院協会とが締結する集合契約に参入することとなった。
- 集合契約への参入に伴い、協議会の主たる所掌事務である同検診の運営に関すること及び精度管理及び評価に関することについては、滋賀県がん検診検討会乳がん部会において評価・協議されることとなった。



大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針第3条第2項第2号（附属機関等の設置の必要性が低下したもの）に該当するため、協議会を廃止する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

5 新旧対照表

現行	改正後（案）																				
大津市附属機関設置条例 平成24年10月11日 条例第49号	大津市附属機関設置条例 平成24年10月11日 条例第49号																				
別表（第1条、第2条関係）	別表（第1条、第2条関係）																				
<table><tr><th>附属機関 の属する 執行機関</th><th>名称</th><th>担当する事項</th><th>委員の 定数</th><th>委員の構成</th></tr><tr><td>市長</td><td>大津市乳がん 検診協議会</td><td>乳がん検診を円滑に 実施するために必要 な事項を調査審議す ること。</td><td>5人 以内</td><td>学識経験を有す る者及び医療関 係団体から選出 された者</td></tr></table>	附属機関 の属する 執行機関	名称	担当する事項	委員の 定数	委員の構成	市長	大津市乳がん 検診協議会	乳がん検診を円滑に 実施するために必要 な事項を調査審議す ること。	5人 以内	学識経験を有す る者及び医療関 係団体から選出 された者	<table><tr><th>附属機関 の属する 執行機関</th><th>名称</th><th>担当する事項</th><th>委員の 定数</th><th>委員の 構成</th></tr><tr><td colspan="5">(削除)</td></tr></table>	附属機関 の属する 執行機関	名称	担当する事項	委員の 定数	委員の 構成	(削除)				
附属機関 の属する 執行機関	名称	担当する事項	委員の 定数	委員の構成																	
市長	大津市乳がん 検診協議会	乳がん検診を円滑に 実施するために必要 な事項を調査審議す ること。	5人 以内	学識経験を有す る者及び医療関 係団体から選出 された者																	
附属機関 の属する 執行機関	名称	担当する事項	委員の 定数	委員の 構成																	
(削除)																					

(参考)

大津市乳がん検診協議会について

大津市乳がん検診協議会は、乳がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議することを所掌事務とする附属機関である。

構成委員数：5名（学識経験を有する者4名、医療関係団体からの選出者1名）

開催頻度：年1回

主な内容：乳がん検診の運営に関すること

乳がん検診の精度管理及び評価に関すること